○厚生労働省告示第三百号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略） 482から521まで	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）
					（略） 6歳以	（略）
					（略） ルテチウムオキソトレオチド（177L ベム、ゴロリズマブ（遺 アテゾリズマブ（遺 デュルバルマブ（遺 ムシルマブ（遺 スマブ（遺 ブ、アミバンタマブ（遺 ベメトレキセドナトリウム水 ブ、アレクチニブ塩酸塩 ロルラチニブ（遺 トレクチニブ（遺 チニブ塩酸塩（遺 リブチニブ塩酸塩（遺 セルペルカチニブ（遺 ソトラシブ（遺 クチニブ（遺 ファチニブマレイン酸塩（遺 メシル酸塩（遺 ブ、オシメルチニブ ブ、カルボプラチン（遺 法、6005、 体、6005、	（略） クリゾチニブ塩酸塩（遺 リチニブ（遺 ニブ、エヌトレクチニブ 酸塩（遺 ブ、テポチニブ塩酸塩（遺 ブ、カプマチニブ塩酸塩（遺 ブ水酸化物（遺 ブ、ラロトレクチニブ硫酸塩（遺 カチニブ、セルペルチニブ（遺 ブ、ソトラシブ（遺 ブ、グマロンチニブ（遺 ブ、レボトレクチニブ（遺 ブアンヒドロン酸塩（遺 ンダルチニブ、オシメルチニブメシル酸塩（遺 メルチニブメシル酸塩（遺 シル酸塩（遺	（略）

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略） 482から521まで	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）
					（略） 6歳以	（略）
					（略） ルテチウムオキソトレオチド（177L ベム、ゴロリズマブ（遺 アテゾリズマブ（遺 デュルバルマブ（遺 ムシルマブ（遺 スマブ（遺 ブ、アミバンタマブ（遺 ベメトレキセドナトリウム水 ブ、アレクチニブ塩酸塩 ロルラチニブ（遺 トレクチニブ（遺 チニブ塩酸塩（遺 リブチニブ塩酸塩（遺 セルペルカチニブ（遺 ソトラシブ（遺 クチニブ（遺 ファチニブマレイン酸塩（遺 メシル酸塩（遺 ブ、オシメルチニブ ブ、カルボプラチン（遺 法、6005、 体、6005、	（略） クリゾチニブ塩酸塩（遺 リチニブ（遺 ニブ、エヌトレクチニブ 酸塩（遺 ブ、テポチニブ塩酸塩（遺 ブ、カプマチニブ塩酸塩（遺 ブ水酸化物（遺 ブ、ラロトレクチニブ硫酸塩（遺 カチニブ、セルペルチニブ（遺 ブ、ソトラシブ（遺 ブ、グマロンチニブ（遺 ブ、レボトレクチニブ（遺 ブアンヒドロン酸塩（遺 ンダルチニブ、オシメルチニブメシル酸塩（遺 メルチニブメシル酸塩（遺 シル酸塩（遺	（略）